

海外遠征申請手続きについて

公益財団法人日本サッカー協会 基本規程第134条 【海外における競技】

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

【手続き方法・流れ】

- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下 J F A）への申請書提出期限は、海外遠征に出発する日の、前々月の末日まで（土日祝にあたる場合は、その前日まで）となっていますが、一般財団法人静岡県サッカー協会（以下 静岡県協会）での内容確認及び承認が必要となりますので、静岡県協会への提出は、出発する日の前々月の25日頃までをお願い致します。
尚、書類提出期限までに詳細が決定していない場合でも、海外遠征に行く事が決定している場合は、静岡県協会までご相談下さい。
- ② 申請書類（海外遠征申請書、参加者名簿、日程表〔案でも可〕、予算書）を作成し、申請料（5,400円）を添えて静岡県協会にお持ちいただくか、下記の口座に入金し、振込受領書のコピーを添付して、申請書類を郵送またはメールにて送って下さい。
尚、遠征先協会・大会主催者発行の承諾書または招請状がある場合は添付して下さい。

【申請料振込先】

スルガ銀行 静岡南支店 普通預金 1698794
口座名義 一般財団法人静岡県サッカー協会チーム選手登録

- ③ 静岡県協会にて内容を確認⇒承認後、J F Aに申請します。
- ④ J F A理事会で承認された後、J F Aが遠征先協会にその旨の連絡を行い、静岡県協会に「海外遠征承認の回答」が届きます。
- ⑤ 静岡県協会は回答が届き次第、申請チームへ回答（写し）を送付します。申請チームは海外遠征に行く際、この回答（写し）を持参して下さい。
- ⑥ 遠征終了後、「海外遠征報告書」を提出して下さい。特に決まったフォーマットはありません。
- ⑦ J F Aの承認を得ずに海外遠征を行った加盟チームまたは選手は、J F A基本規程120条により処分の対象となりますのでご注意下さい。
- ⑧ その他、不明な点がございましたら、静岡県協会事務局までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先・書類送付先】

〒420-0031 静岡市葵区呉服町 2-1-5 5風来館 5F
一般財団法人静岡県サッカー協会 事務局
TEL : 054-266-5280 FAX : 054-266-5281
メールアドレス : soccer-shizuoka054@dream.ocn.ne.jp